政ニ政府ニ對シ陳情スルコト、ナリ、陳情委員ニ大阪ヨリ

ニ質問アリタル后、緊急動議アリ該問題ハ重要ナル

別冊議案書ニ依リ説明ス　説明者

勞働ブローカー撲滅ノ件（可決）

二號議案

條件ヲ附ス）

（共濟事項中ニ、失業救濟ハ大阪聯合會ト共同シテ實行スルコト）

別冊議案書ニ依リ説明ス

説明者　岩本

共濟會構成ノ件（修正可決）

一號議案

財團法人協調會大阪支所

三、末中勘三郎、難波軍一、兵庫、竹田三吉、東京及横濱ヨリ高山久藏、晉川利吉、森英吉ノ六名ヲ任命スルコトニ決シ左記決議文ヲ起草シ陳情書トシテハ時ヨリ具体的ナルモノヲ作成スルコトニ決定ス。

四號議案

決議文

近頃專ラ勞働者保護法規ノ遺脱手段タル資本家階級ハ相結ビ失業勞働者ノ弱點ヲ利用シテ職業紹介、賃金支拂等ノ交渉又ハ契約ノ中間ニ介在シ勞働階級ノ既得權ヲ壟斷スルモノアリ。斯ノ如キハ勞働立法ノ精神ニ背反スルノミナラズ國家産業發展上甚ダシキ惡結果ヲ招來スモノト認メ、政府當局ニ對シ徹底的取締リヲ要求ス。

昭和八年十一月一日

日本勞働組合總聯合

大阪硝子工組合大會

財團法人協調會大阪支所